

5 認証を行う事務所の名称及び所在地

一 一般財団法人日本塗料検査協会
東京都渋谷区恵比寿三丁目12番8号東京塗料会館205

二 一般財団法人日本塗料検査協会 東支部
神奈川県藤沢市宮前636-3

三 一般財団法人日本塗料検査協会 西支部
大阪府寝屋川市成田町2番3号

○特許庁告示第十二号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十一日

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てその代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事務所の名称及び所在地
第四十二号	平成二十五年十一月十一日	株式会社先進知財総合研究所 東京都港区芝四丁目4番10号 代表取締役 児玉皓雄	七 先行技術調査（自然資源） 八 先行技術調査（アミューズメント） 九 先行技術調査（住環境） 二十三 先行技術調査（半導体機器） 二十四 先行技術調査（医療） 二十五 先行技術調査（生命工学） 二十七 先行技術調査（有機化学） 二十八 先行技術調査（高分子） 三十 先行技術調査（有機化合物） 三十四 先行技術調査（伝送システム）	株式会社先進知財総合研究所 東京本社 東京都港区芝四丁目4番10号 関西支社 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町361番1 目黒支所 東京都品川区上大崎三丁目3番1号

○特許庁告示第十三号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録したパテントオンラインサーチ株式会社から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十一日

特許庁長官 羽藤 秀雄

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第七号	パテントオンラインサーチ株式会社	パテントオンラインサーチ株式会社 東京都港区六本木一丁目1番13号 本木MYビル3階

○特許庁告示第十四号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録したパテントオンラインサーチ株式会社から、特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十一日

登録番号	特定登録調査機関の名称	変更後の先行技術調査業務を行う事務所の所在地
第三号	パテントオンラインサーチ株式会社	パテントオンラインサーチ株式会社 東京都港区六本木一丁目1番13号 本木MYビル3階

特許庁長官 羽藤 秀雄

○国土交通省告示第千百三十号
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第十条第七号の規定に基づき、国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を次のように定める。

平成二十五年十一月二十一日

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第七号の国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件

登録資格者講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二第一項に規定する構造設計一級建築士とし、国土交通大臣が定める科目は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第三号の表の上欄に掲げる講習の種類の区分に応じ、それぞれ建築物の耐震診断の総論及び例題演習とする。

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○海上保安庁告示第二百四号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十六号）及び大阪湾海上交通センターが運用する江崎船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十七号）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年十二月一日から施行する。

平成二十五年十一月二十一日

海上保安庁長官 佐藤 雄二

伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示及び大阪湾海上交通センターが運用する江崎船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示

（伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第一条 伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「ファクシミリ」を削る。

第七条中、「ファクシミリ」にあつては「ファクシミリ番号」を削る。

別表中、「ファクシミリ」の項を削る。